

データセンターに関するQ&A（R8.7.24時点）

【データセンターの概要について】

Q1	データセンターとは何ですか？
A1	インターネットやアプリ、サービスを動かすための情報を保管し、処理するための施設です。 例えば、私たちがスマートフォンで写真を保存したり、ウェブサイトを見たり、WEB決済などするとき、その裏側で働いているコンピュータや機械が置かれている場所が「データセンター」です。 近年、A I（人工知能）の技術が急速に発展し、その存在感が増してきており、AIには高度な処理能力が必要であることから「AIデータセンター」の必要性も高まっています。
Q2	データセンターの立地に必要な要件は何ですか？
A2	データセンター立地においては、一般的に下記の要件が必要とされています。 ①電力供給の量 情報処理を行うサーバーなどの機器が多く設置されています。また、その処理に伴い熱を発するため冷却する機器も必要ことから、安定的にかつ多くの電力が必要となります。 ②電力供給の質 多くの電力を使用するため、環境負荷の軽減のために低炭素・脱炭素・再生可能エネルギー電源へのアクセスが必要となります。 ③ファイバー（通信）の接続性 多くの情報を処理しており、通信が途絶えることがないようにデータセンターから複数の通信網への接続性が必要となります。 ④開発可能な土地 施設規模にもよりますが、情報処理を行うにあたり多くのサーバーや通信機器が収納できる施設が必要となるため、出来るだけ広い開発可能な土地が必要となります。 ⑤災害リスク（ハザード）の不存在 洪水、高波、液状化、地滑り、火山活動などのリスクが低い場所が必要となります。
Q3	なぜ南砺市にデータセンターを誘致するのですか？
A3	国では、リスク管理などのために東京や大阪など都市部に集中していたデータセンターの地方分散を進めています。富山県は直線距離にして東京から230km、大阪から215kmと同等距離に位置しており、データセンターのハブ化として適している場所と言えます。また、現在の南砺市が誘致している場所はA2での回答の要件に適している場所であることから誘致を進めています。
Q4	南砺市にデータセンターを誘致する目的（メリット）は何ですか？
A4	誘致の目的として大きく分けて2つあります。 1つ目にデータセンターという新たな産業の誘致により、新規雇用の創出につながることで、また立地後に関連産業の誘致に期待できるなど、本市の発展及び人口減少対策を目的としています。 2つ目に新たな産業の立地により、固定資産税などの税収増につながることで、福祉や教育、道路などのインフラ設備など市民サービスの維持・向上を目的としています。
Q5	南砺市にデータセンター誘致した場合のデメリットは何ですか？
A5	1. 土地利用の問題 データセンターは広い土地が必要であり、そのため地域の農地や森林などに影響を与える可能性があります。なお、誘致予定箇所は森林が多く含まれておりますが、開発の基準により森林を一定割合残すことで、出来る限り地域の自然環境等に配慮いたします。 2. 騒音の問題 データセンターには冷却装置や非常用発電機などが設置されており、それらが動作する際に、多少騒音が発生する場合があります。なお、誘致予定箇所は周囲に隣接する住居がないことから、大きな影響はないと考えています。 3. 交通やインフラへの負担 建設時には工事車両が頻繁に地域を行き来することがあります。それに伴い、交通インフラへの負担が増える場合があります。なお、誘致予定箇所においては、工事着手前には住民向けの説明の機会を設けさせていただくとともに、必要に応じて道路の改修や工事車両の一方通行などの規制の協議を行うことにより事故防止や地域への負担の軽減に努めていきたいと考えています。
Q6	日本最大のデータセンターができるということですが、全体計画（3.1GW構想）について詳らかに公表されていません。市民の生活に影響するはずですが、南砺市全体への説明はいつ行いますか？
A6	3.1GW構想は最終的な構想であり、現在電力確保や場所についての目途が立っているのは第1フェーズのみでそれ以外の土地については白紙状態となっているため、現段階では詳細をお示しすることはできません。今後は市報やホームページ等で説明を行うとともに、有識者を交えたシンポジウム形式での市民向け説明会等を予定し、情報共有を図っていきたく考えております。

【事業計画について】

Q7	データセンターを受入れた地区や住民に対する具体的なメリットはありますか。
A7	令和8年3月19日に西太美地区の住民の方々を対象とした「第2回データセンターに関する情報交換会」を開催し、市や西太美地区へのメリットを提示いたしました。市へのメリットについてはA4で回答した通りです。西太美地区へのメリットにつきましては、大きく分けて以下の3つが挙げられます。 一つ目に地域の活性化です。データセンター運営希望者への条件として、地域との共生を条件として誘致を行っています。立地された場合の地域活動への参加など、地域の活性化に期待ができます。 二つ目に道路などのインフラ整備です。データセンター建設に伴う道路拡幅など、必要となるインフラ整備の実施に伴い、利便性が向上します。 三つ目に地域内雇用の創出です。データセンターでは、技術者のほかに保守や警備、維持管理の為に職員が必要となります。データセンター運営事業者へ地域住民を優先した雇用について要望していきます。
Q8	データセンター立地による固定資産税の増収はどれぐらいの額ですか？
A8	第1フェーズにおいて300MW規模のデータセンターが立地し、仮に5,000億の投資があった場合、72億円程の固定資産税の税収になると想定しており、地方交付税の減額等を加味しても20億円程の増収となる見込みです。最終的に3.1GW構想が達成されれば、370億円程の増収となる見込みですが、今後の情勢や設備等の進歩により投資額の変動も考えられますので、あくまで参考程度にとどめておく必要があります。
Q9	雇用の創出とありますが、雇用予定数とその内訳を教えてください。
A9	開発事業者からは第1フェーズにおける雇用創出数は240人程度と聞いており、職種は技術スタッフ（エンジニアやIT管理者）、施設管理スタッフ（電源管理や冷却システム保守など）、警備スタッフ、清掃スタッフなどと想定しております。ただし、雇用者数やその内訳については今後の技術革新や運営事業者にもよりますので、運営事業者が決定していない現段階では具体的なことはわかりかねます。
Q10	最終目標3.1GWの構想ですが、今後の計画について決まっていることはあるのでしょうか？
A10	現在、データセンターを含めた企業誘致箇所の適地調査を実施しており、その結果を基に候補地域との協議等を踏まえながら3.1GWのデータセンター集積地として拡張の可能性を検討していきたいと考えていますが、現在決定しているのは発表済みの第1フェーズのみであり、それ以降は白紙の状態です。
Q11	今後の進め方について、第1フェーズで問題が生じた場合、その後の計画については問題が解決されるまで凍結されるのでしょうか。
A11	第1フェーズについては、今後の事業展開のうえでも、南砺キャンパス構想の「試金石」的な位置づけであると考えています。第1フェーズ以降については、現段階では構想段階であり、社会情勢や事業の進捗を見極めながら検討していくこととなりますが、第1フェーズで問題が生じた場合は、まずは問題解決が最優先されるべきと考えています。

【管理・運営について】

Q12	開発事業者は何という企業ですか？また、その役割は何ですか？
A12	市内に事務所を構えるGigaStream富山株式会社です。（以下「GST」） 役割としては、データセンターのキャンパス（※）の運営者となります。（※キャンパスとは、データセンター専用の工業団地のようなイメージです） データセンターそのもの（とその周囲の敷地）は今後誘致されるデータセンター事業者が保有しますが、その他の共用部分はGSTが保有し、①周辺地域との関係維持、②用地の管理、③許認可の維持などを行います。地元住民とデータセンター事業者の窓口としての役割もGSTが担っていきます。
Q13	事故や災害によって被害が生じた場合、責任の所在はどこにあるのか明らかにしてください。
A13	運営体制については、データセンター運営事業者の敷地等の専有部分は、運営事業者自身が管理責任を負い、調整池や緑地帯、構内道路といった共用部分については開発事業者が管理責任を負うことになります。事業を進めていく上で問題が生じた場合の責任は、言うまでもなく損害を与えた行為者にあります。 周辺地域の環境保全や管理体制などに関して問題が生じた場合の対応については、今後、地元地域づくり協議会、データセンター運営事業者、開発事業者及び市において協議を行い、覚書や協定書等で各々の役割を明確にしていく必要があると考えております。 なお、損害を与えた行為者が特定された場合や運営事業者の法令違反等が確認され、行政指導に従わない場合においては、国や県、市顧問弁護士と相談の上で適切な対応をとることになります。
Q14	誘致企業（データセンター運営事業者）が地元の活動や地域づくりに参加してほしい。
A14	誘致活動においては、地域活動への理解及び協力ができる「地域企業」として、地域に根ざした企業となることを条件の1つとしており、活動への協力は十分可能と考えています。
Q15	運営事業者について教えてください。
A15	データセンター敷地や建屋を安全に管理・運営する業者です。また、建物内のサーバーを実際に利用する業者を呼び込み、サポートする役割を担っています。
Q16	運営事業者の誘致状況はどうなっているか。
A16	現在GSTが中心となり誘致を進めています。今後第1フェーズの運営事業者が決定いたしましたら、公表できる範囲内で情報共有を図っていきます。

【運用について】

Q17	南砺市に誘致するデータセンターのサーバーを冷却する方法は何ですか？
A17	現在、誘致段階であり運営事業者が決まっていますが、誘致予定箇所においては、地下水や工業用水など冷却用の水資源がほとんどありませんので、空冷若しくは特殊な液体による循環式の冷却方法しか選択肢はないと考えています。

【環境・安全について】

Q18	冷却水には防さび剤、藻が生えない薬品、pH調整剤など含まれているが、単に薄めて排水するだけなのか。
A18	現在、誘致段階であり運営事業者が決まっていますが、特殊な液体により冷却する場合は、処理水は処理業者が回収し適正に処理されますので、処理水を排水することはありません。
Q19	非常用発電機の運転時に排出される黒煙の対策は？
A19	現在、誘致段階であり運営事業者が決まっていますが、非常用発電機については大気汚染防止法の適用外となるケースもあるため、そのような場合には、周辺の生活環境保全のため、市と事業者で協定を締結するなどの手法を検討したいと考えています。
Q20	冷却水の排水などによる水質汚染を懸念しています。
A20	A18のとおり、冷却水（汚水）の排水はありません。排水は生活用水（手洗い・トイレ等。浄化槽を設置または公共下水への排水）及び雨水に限られます。また、現在年4回実施している野地ため池の水質調査を今後も継続して実施する予定です。
Q21	排熱による周辺環境への悪影響は。
A21	空冷等に使用するエアコンの室外機が熱源となりますが、敷地境界まで十分な離隔距離を設ける予定であり、周辺環境に与える影響は大きくないと考えています。開発事業者からは、影響を与えぬよう最大限の対策を講じるとの回答を得ています。また、施設からの排熱を有効活用するようデータセンター事業者に強く要望していきます。
Q22	施設の稼働による騒音が心配です。
A22	エアコンの室外機、非常用発電機（ディーゼル発電機）が主な音源となりますが、敷地境界まで十分な離隔距離を設ける等、法令に従い十分な対策を講じることが事業者に対して強く要望していきます。開発事業者からは、影響を与えぬよう最大限の対策を講じるとの回答を得ています。
Q23	電磁波による人体への影響は？また、周辺環境（ミツバチの飛行など）に影響はないのでしょうか？
A23	受変電設備、非常用発電機（ディーゼル発電機が稼働している場合のみ）が主な電磁波源となりますが、人体に影響を及ぼすことのないようにどちらも国際ガイドライン及び国内の規制値（200マイクロテスラ）を下回るように設計されます。また、電磁波の距離減衰や周辺地域と十分な離隔距離があること等を考慮すれば、発生する電磁波の量は健康に影響を与えるレベルではありません。 周辺環境に与える影響については、近傍には既に大規模な電磁波源である南福光変電所が存在しており、それに比べて極めて小規模な本件が与える影響だけを評価することが難しいですが、必要に応じて測定データの公表なども検討します。
Q24	排熱・騒音・電磁波など、環境に与える影響について、数値の測定や調査を行う予定は。環境アセスメントは実施しないのですか？
A24	富山県環境影響評価条例においては環境アセスメントの対象ではありませんが、データセンター立地による環境面での不安の声も伺っていることから、まずは水質、電磁波、気温及び騒音について、着工前には調査に着手したいと考えています。調査の具体的な内容、方法については地元と協議して決定し、必要に応じて調査結果の公開を検討します。
Q25	都会では高さ70m以上のデータセンターも建っています。景観悪化が心配です。
A25	本事業予定地では3～4階建ての建物を想定しています。また、開発基準に基づき森林を一定割合残す等、地域の自然環境に配慮します。外壁についても景観に配慮したものを要望していきます。
Q26	他のデータセンターの実態を市が見に行って、市民に報告してほしい。
A26	東京都及び北海道にあるデータセンターを視察しましたが、周囲は非常に静かで騒音は感じられませんでした。今後も視察を検討しておりますので、その内容について報告・公開してまいります。
Q27	工事を見るために不特定多数の人が来ることが予想されるため、安全確保のために工事車両の出口（県道10号線沿い）にカメラを設置してほしい。
A27	現在、工事車両の運行状況等を確認する手段として、WEBカメラを設置する方向で進めております。引き続き、GSTと連携して安全対策を徹底してまいります。

【工事計画について】

Q28	工事車両はどの程度通行しますか。
A28	現在開発事業者で工事の施工計画を策定中であり、これが確定次第、必要な車両の概算数量を地元関係者に対して提供します。 また、開発事業者において、休工期や休工時間を設定するなどして周囲への影響を最小化するよう努めます。 ※R8. 7追記 R8. 7. 2に西太美地区の全住民を対象とした、造成工事に関する説明会を開催いたしました。その際に、具体的にどのような車両が通行するのか、頻度はどれくらいかといったことに対してご説明させていただきました。
Q29	工事車両の通行ルートは？通行止めなど、住民の生活への影響は。
A29	工事車両の通行ルートについては、金沢湯涌福光線から入り、福光温泉側へ抜ける一方通行ルートを想定しており、民家周辺の通行を最小限に抑えます。工事期間中はできる限り全面通行止めは行わず、片側交互通行を予定しています。具体的な規制期間や時間帯については、事前にお知らせいたします。継続的に地元との道路改修や交通規制の協議を行いながら、事故防止や地域負担の軽減に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。 ※R8. 7追記 車両の規模によりルートの変更等も予想されます。その場合は、誘導員を配置するなど、適切な交通整理を行ってまいります。
Q30	工事期間は？
A30	第1フェーズの工事期間として18カ月～24カ月を想定しています。 ※R8. 7追記 第1フェーズ1-1の造成工事については、令和8年7月から令和9年4月末までを予定しております。なお、状況により遅れが生じる場合がございますので、おらかじめご了承ください。
Q31	事業予定地までのアクセス道路の拡幅工事の予定はありますか？
A31	一部カーブ区間等において拡幅や改良を予定しています。
Q32	造成・建設・稼働の段階で地域外から来る従業員・作業員はどのくらいを見込んでいて、その住宅等はどの辺りに準備するのでしょうか？
A32	データセンター建設には大変多くの人員が必要と推測されますが、その人員や宿泊場所の確保は、工事を受注した事業者が行うこととなります。運営事業者が決定していない現段階では具体的なことはわかりかねますが、他の大型事業では、通勤圏内に仮設宿舍等を設ける場合もあります。

【意思決定について】

Q33	意志決定にあたり、市は市民や第1フェーズの近隣住民や地域関係者に対して十分な説明と意見交換、合意形成の機会を持たれたのでしょうか？
A33	令和7年春から、一部地元関係者から先行して誘致事業について説明してきました。11月に開発事業者から市有地部分の買収の申出があったことから、西太美地区の全住民の方を対象に、12月3日に説明会を開催しました。本件は市の重要施策としてスピード感をもって対応する必要があることや、春からの状況や説明会での状況から判断し、関係各位からのご意見については今後の運用や配慮事項として引き続き協議・検討を行うこととしたうえで、政策判断として売却の方針とさせていただきます。また、令和8年4月28日には、地区内各集落の区長らを交えた西太美地域づくり協議会が主催の会合が開かれ、データセンターを受け入れる同意をいただきました。
Q34	なぜ事業発表の直前まで情報が伏せられていたのですか？
A34	第三者の介入（不当な土地の買い占めなど）による乱開発を防ぐため、一定の合意が得られるまで企業誘致特有の秘匿性をもって進める必要があったためです。
Q35	12/3開催の説明会には事業者が不在で、具体的な事業内容や工事計画などが説明されませんでした。そのような説明会をもって、十分な説明を行った上で住民の同意を得たと認識して計画を進めているのでしょうか。
A35	誘致事業に着手することについては一定の理解を頂いたと認識したものです。説明会時点では、市有地を開発事業者売却することに対する議会の議決前であり、データセンター運営事業者についてもこれから誘致活動を進めていく段階であって、詳細は未確定であることから、具体的な計画が出てきた段階でお示ししていきたいと考えています。
Q36	今回の開発は都市計画法の適用案件ですか？都市計画法では計画決定までに公聴会・意見の提出と合意形成が必要であるとされていますが、合意形成について市の見解は？
A36	今回の開発は都市計画法第29条の開発行為の許可に該当します。ご質問の公聴会等の開催については、第16条において「市の都市計画の案を作成しようとする場合に」必要に応じて開催するとされているものであり、今回は「都市計画の案の作成」にはあたらないことから、上記の規定には該当しません。しかしながら、地域の不安が少しでも和らぐよう、引き続き地元説明会や意見交換会を実施していきたいと考えています。
Q37	土地は、市が住民から買収して事業者に売却したのですか？
A37	今回の売却地は、元々市が所有していた土地のため、地権者から買収はしていません。
Q38	売却時の面積当たりの価格は？また、一般入札、随意契約どちらですか？
A38	随意契約（※）で、130,889㎡を189,275,980円で売却しました。よって㎡当たり1,446円となります。 ※南砺市普通財産の処分事務取扱要領第4条第9号「南砺市総合計画等の施策の推進又は多くの市民の利便性に寄与すると市長が認める土地利用計画の実施に必要な土地を売り払うとき。」における南砺市総合計画等の施策の推進に該当します。
Q39	市民との対話の場として、第三者や専門家も交えた協議会を設置してほしい。
A39	その役割や構成、運営方法など、どのような枠組みが最適か、協議会の制度設計について検討してまいります。
Q40	今後、地元に対する説明会はどのようなタイミングで行われるのですか？
A40	まずは造成工事の着手前までには、工事の計画や進め方などについて説明の機会を設けます。同時に、地域とのルールなどを定めた覚書や協定書についての協議を進めていきたいと考えています。 また、誘致に結び付いた際には、運営事業者からの環境面に対する対応等に関する意見交換会などを開催したいと考えています。

【その他】

Q41	第1フェーズで行われている埋蔵文化財調査について、何か出てくれば本計画は中止になるのですか？
A41	5月中旬頃までに調査が完了する見込みであり、現在縄文土器等の出土品が発見されている状態ですが、適切に文書等で記録保存を行ったうえで本計画を進めていきますので、中止となることはありません。